

# 部活動に係る活動方針

担当 篠塚 真志  
鈴木 古都美

## 第1 部活動指導の目標

公正な判断力と強い責任感を持ち、相互に協力して自ら向上しようとする部員を育成する。

- (1) 教育活動の一環として、規則を守り礼儀正しい人間を育成することと、単に技能だけを高める場ではなく、お互い協力し助け合い、社会的にも豊かな性格をつくる場にしていく。
- (2) 教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。
- (3) 地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。

## 第2 部活動運営方針

### 1 指導・運営体制

#### (1) 部の設置

ア 各部に所属する生徒数や、本校の職員数、部活動技術指導者の派遣状況などを踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、また複数顧問制が維持できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 今後、在籍生徒数（学級数）の減少に伴った教員数の減が見込まれるため、現在の設置数を維持することが難しい状況が予想される。このため、所属する生徒数がなくなった場合は年度末にその存続について検討する。

ウ 複数顧問制が維持できるよう、新たに部活動を設置することは原則しないこととする。

#### (2) 指導体制

ア 部活動顧問の決定にあたって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、複数の顧問で指導に当たるなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理にかかわる体制の構築を図る。

イ 部の設置がない種目の個人参加については、部が設置されていなくても校長が許可した場合は引率顧問をつけて大会等に参加することができる。また、参加できるものは上位大会につながる大会であり、中体連主催であることを基本とする。

\*上位大会とは、県中体連主催県総体、関東中体連主催関東中学校体育大会、日本中体連主催全国中学校体育大会及び、その予選大会を言う。

\*種目については、水泳・体操競技・新体操競技・バドミントン・柔道・剣道・卓球とする。

## 2 適切な指導の実施

### (1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、また練習のしすぎによるバーンアウト症候群などの予防や、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理。

イ 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等の事故防止の徹底。

ウ 体罰やハラスメントの根絶の徹底。

エ 顧問の一方的な教え込みにならないよう、生徒との対話を大切にした指導の徹底。

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間指導計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

### 3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

(1) 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)

(2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 朝練習は、学習面・健康面に配慮し実施しない。

(4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

### 4 大会等の参加

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。